

平成 20 年住宅・土地統計調査試験調査の概要

試験調査の目的

平成20年住宅・土地統計調査の実施に先立ち、調査事項、調査票設計及び調査方法の適否、その他同調査の実実施計画の立案に必要な事項を実地に検証する。

試験調査における主な検証事項

調査事項

調査票設計（建物調査票の新設）

調査方法

- ・ 調査票の回収方法（全世帯封入調査員回収方式、郵送回収方式）
- ・ 対象市町のうち1市（川崎市）の協力を得て、民間委託により調査票を配布・回収
- ・ 単位区設定図のプレプリント化 等

その他

試験調査の概要

調査日：平成19年7月4日（水）

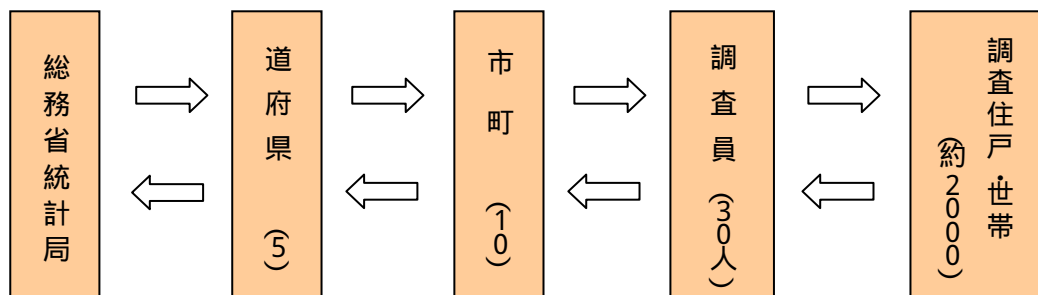
調査地域：5道府県、10市町、114調査区、調査員30人

調査の対象：約2,000住戸・世帯

調査事項

建物の構造、住宅の建て方、種類、建築時期、床面積、建築面積、敷地面積、設備に関する事項、所有の関係、世帯の種類、世帯構成 など

事務の流れ



一部の市において、調査票の配布・回収を民間委託により実施

住宅・土地統計調査をめぐる状況

住宅建設五箇年計画から住生活基本計画へ ～住宅政策の転換～

- ・良質な住宅ストックの形成及び将来世代への継承
- ・良好な居住環境の形成
- ・多様なニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
- ・住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

調査環境

- ・オートロックマンションの増加など面会が困難な世帯の増加
- ・単身世帯や夫婦共働き世帯の増加に伴う不在世帯の増加
- ・個人情報保護意識の高まり

試験調査における検証事項

調査事項

新規（拡充）調査事項

新たな住宅政策に必要な指標を得るため、次の調査事項の新設（拡充）について検証

- ・改修工事（リフォーム）の有無及び改修工事の場所
- ・耐震診断の有無及び耐震性の確保状況
- ・腐朽・破損の程度
- ・自動火災感知設備の設置場所
- ・共同住宅のエレベーター内の防犯設備
- ・共同住宅のオートロックの別

〔国や都道府県における利用ニーズが希薄化している事項や、住生活基本計画の指標となっていない事項などの削除を検討〕

- ・民営賃貸住宅の所有者の別
- ・台所・トイレの数
- ・自動消火設備（スプリンクラー等）の有無
- ・駐車スペース
- ・増改築による居住室の増加畳数
- ・地階（地下室）の床面積

調査方法等

建物調査票の新設

調査票収集方式の多様化に対応し、調査員及び市町村の事務負担の軽減を図るため、従来の調査票上の調査員記入欄の別葉への分離を検証

調査票の回収方法

封筒を用いた全世帯封入回収方式を基本とし、一部市町村において郵送回収方式の導入を検証

民間委託による調査票の配布・回収

調査票の配布・回収を民間委託により実施した場合の事務の流れ、スケジュールの管理等について検証するとともに、受託事業者等からの意見を聴取

単位区設定図のプレプリント化

単位区設定図に道路、建物、調査区境界等を事前に印刷して単位区設定指導員に配布することを検証

平成20年住宅・土地統計調査試験調査実施事務の民間委託の概要

1 趣旨・目的

- (1) 住宅・土地統計調査は、調査対象が約350万住戸・世帯に及び我が国最大の標本調査であること、また、統計局所管の指定統計調査の中で調査事項数が最も多いものの一つであり、かつ、住宅の構造や破損の程度等、難しい判定を調査員が行うことが必要となる調査事項が多い統計調査であること、次回の平成20年住宅・土地統計調査では、調査事項の改廃のほか、調査票の提出方法など調査方法の大幅な変更を予定していることから、平成20年の本調査を円滑かつ正確に実施するため、試験調査により、地方公共団体における調査事務を含めた事前の実地検証を行うこととしている。
- (2) また、平成20年住宅・土地統計調査において、調査票の配布・収集等の実査事務の民間開放を実施するためには、民間事業者が実査を実施した場合の事務のやり方や流れ、事務量、スケジュール管理など実務上のマネジメント等について課題を把握・検討することが必要であり、そのための検討材料を得ることを目的とするものである。

2 調査の時期

平成19年7月4日午前零時現在

3 調査の地域

神奈川県川崎市

() 試験調査全体の予算額に制約がある中で、1に述べた趣旨・目的を達成するため、以下の理由により、対象市町のうち川崎市の協力を得て実施することとしたもの

-) 今回の試験調査では、実施市町のうち、大都市近郊の市として条件の類似した川崎市と高槻市において、ともに全封入方式による調査員調査をテストし、比較検証することとしたこと
-) 平成20年度の本調査では、今回の試験調査で検証する2つの調査票回収方式（全世帯封入による調査員回収方式と郵送回収方式）のうち、全世帯封入による調査員回収方式を基本（郵送回収方式は試行的実施）とすることとしていることから、今回の試験調査実施市町のうち、同方式で実施する川崎市が適当であること
-) 今回の試験調査実施市町のうち、統計局と地理的に近いことから、統計局における入札公告と同時に川崎市においてもHP上で入札参加者募集を行うこととしており、これにより、本調査で市区町村が契約を行う場合の形に近づけることができると考えられること
-) 今回の試験調査実施市町のうち、民間委託により試験調査を行うことについては、川崎市のみから協力を得られたものであること

4 調査の対象

平成17年国勢調査の調査区のうち、総務省（統計局）が指定する調査区の中から抽出する住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（約200住戸・世帯）

5 調査の方法及び民間事業者の主要な事務

(1) 調査の方法

民間事業者の調査スタッフが、担当する調査地域内にある調査対象住戸に関する所定の事項を外観等により把握し建物調査票に記入するとともに、そこに居住する世帯に対し、世帯調査票を配布して記入を依頼し、「調査票提出用封筒」に封入された調査票を取集する方法

(2) 民間事業者の主要な事務

調査対象名簿の作成

建物調査票の作成、世帯調査票の配布・取集

調査の実施状況等の記録の作成（調査員作成のものを含む。）

業務報告書の作成

6 民間事業者の選定方法

一般競争入札（価格競争）

なお、入札資格要件として、過去に世帯を対象とした一定規模以上の統計調査を実施した経験があることを要件

7 検証事項

(1) 事務のやり方、流れ、事務量の検証

(2) スケジュール管理の検証 など

民間事業者からの報告及び意見聴取により、上記を検証し、本調査の民間開放の具体化に向けた検討を行うこととする。

8 試験調査結果の取りまとめ

本年10月に統計審議会（統計委員会）に諮問することとなっているため、本年9月までに結果を取りまとめ、平成20年の本調査の実施計画を策定する予定